



五管区水路通報第41号

423項-435項

令和6年10月18日

- [索引](#)
- [通報各項](#)
- [有効通報一覧](#) (直近3ヶ月以内に限る)
- [参考情報](#)

※ 本通報に使用している経度、緯度は[世界測地系\(WGS-84\)](#)に基づいています ※



五管区水路通報のバックナンバー（本年分）になります。
昨年以前のバックナンバーについては[こちら](#)をご覧ください。



五管区水路通報に関する説明事項をまとめた解説です。
ご利用の際にあわせてご確認をお願いします。



水路業務法に基づく許可を受けた水路測量をこちら※に公示しています。
公示されるものは五管区水路通報への掲載を省略しています。
※第五管区海上保安本部の管轄区域内（以下、管内）に限ります



管内において定例的に実施されている小型船舶実技講習、ヨット等レース（練習を含む）などの実施
区域をこちらにまとめて掲載しています。
ここに掲載されていないものについては五管区水路通報で情報提供いたします。



管内の沿岸部に設置されている定置網等の漁具に関する情報を掲載しています。
これらの漁具付近では事故が発生しやすいことから注意して航行をお願いします。
なお、漁業法による定置漁具の概略位置は[海洋状況表示システム\(海しる\)](#)に掲載しています。



海上保安庁または防衛省自衛隊が管内において常時または定例的に実施している訓練に関する情報を
掲載しています
防衛省自衛隊が実施する訓練情報は[こちら\(防衛省\)](#)からも確認することが可能です。



水路通報を文字だけではなくビジュアル的に表示させて確認することができます。
※ビジュアルページは[こちら](#)から（"第五管区水路通報"にチェックを入れてください）

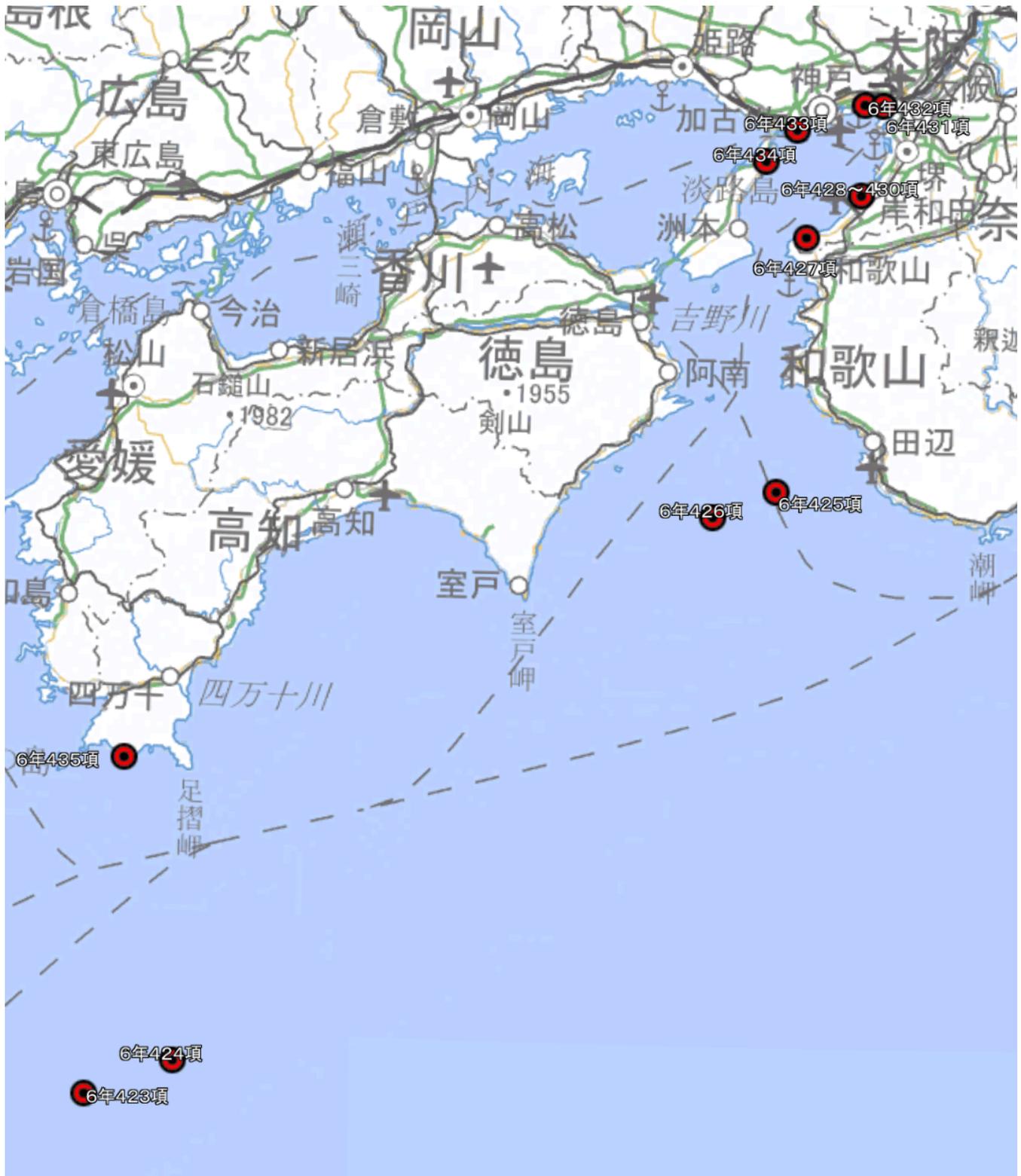
※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516) FAX: 078-332-6307 (自動受信)

五管区水路通報 41 号 索引図



※背景図(出典):国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

第 423項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射爆撃訓練
第 424項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 425項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 426項	紀伊水道南方		射撃訓練等
第 427項	大阪湾	深日港	灯台灯高変更
第 428項	大阪湾	阪南港、第3区	航泊禁止区域設定

第 429項	大阪湾	阪南港、第3区	消波ブロック撤去等
第 430項	大阪湾	阪南港、第3区	水中障害物存在
第 431項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第1区	防災訓練
第 432項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	海上訓練
第 433項	阪神港	神戸区、第4区	施設灯設置
第 434項	瀬戸内海	淡路島、浦港	灯台廃止
第 435項	四国南岸	足摺岬西方	灯台廃止（予告）

★ 6年423項 四国南岸 – 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃訓練及び空対水爆撃訓練が実施される。

期 間 令和6年11月1日～30日（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～1700

区 域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省

[→TOP](#)



★ 6年424項 四国南岸 – 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による水上射撃、対空射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年11月5日～6日（予備日11月7日～8日）0800～1700

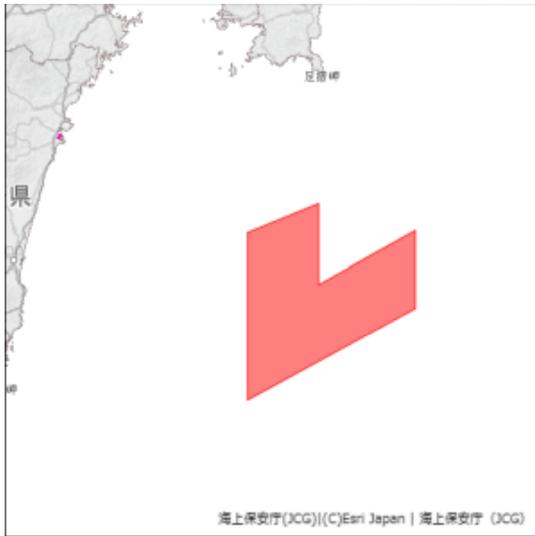
区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 32-01-43N 132-37-51E
- (2) 32-09-13N 132-59-51E
- (3) 31-48-13N 132-59-51E
- (4) 32-02-13N 133-29-51E
- (5) 31-42-13N 133-29-51E
- (6) 31-18-13N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省

[→TOP](#)



★ 6年425項 紀伊水道南方 射撃訓練

紀伊水道南方において、航空機による射撃訓練が実施される。

期間 令和6年11月3日 1300～1700

区域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内

海図 W77(JP共)

出所 五本部警備救難部

[→TOP](#)



★ 6年426項 紀伊水道南方 射撃訓練等

紀伊水道南方において、自衛隊航空機による水上射撃及びフレア発射訓練が実施される。

期間 令和6年11月5日～8日 0700～2100

区域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内

海図 W77(JP共)

出所 防衛省

[→TOP](#)



★6年427項 大阪湾 - 深日港 灯台灯高変更

深日港東防波堤灯台(灯台表第1巻3509)(34-19.3N 135-08.5E)は、灯器交換により下記のとおり灯高が変更された。

変更日 令和6年10月16日

灯高 旧) 13m
新) 14m

海図 W1398-W1143

参照書誌 灯台表(411)
出所 五本部交通部

[→TOP](#)



★6年428項 大阪湾 - 阪南港、第3区 航泊禁止区域設定

二色の浜付近において、一般船舶の航泊が禁止される。
(行事に従事する船舶、港長が許可した船舶及び官公庁船を除く。)

期間 令和6年11月4日 1745～1845

区域 下記4地点により囲まれる海域

(1) 34-26-46N 135-20-06E

(2) 34-26-36N 135-20-04E

(3) 34-26-41N 135-19-41E

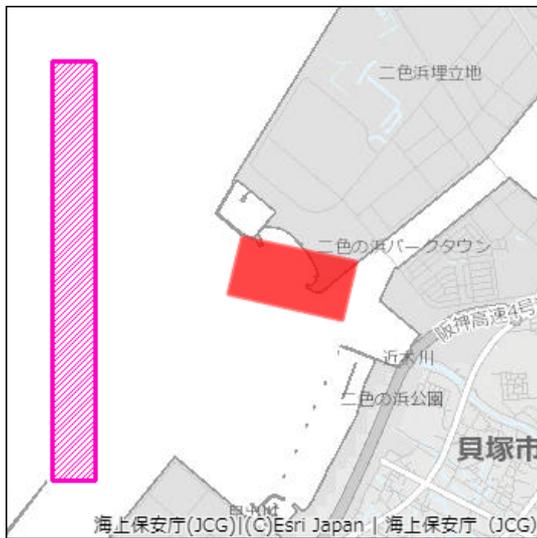
(4) 34-26-50N 135-19-43E

備考 上記各点に区域明示用の灯付浮標を設置
警戒船を配備

海図 W1141(JP共)

出所 阪南港長公示第6-2号(6.9.11)

[→TOP](#)



★6年429項 大阪湾 - 阪南港、第3区 消波ブロック撤去等

五管区水路通報6年41号430項関連

泉佐野航路東方において、海図記載の消波ブロック(一部)は撤去され、標識灯(黄)は移設された。

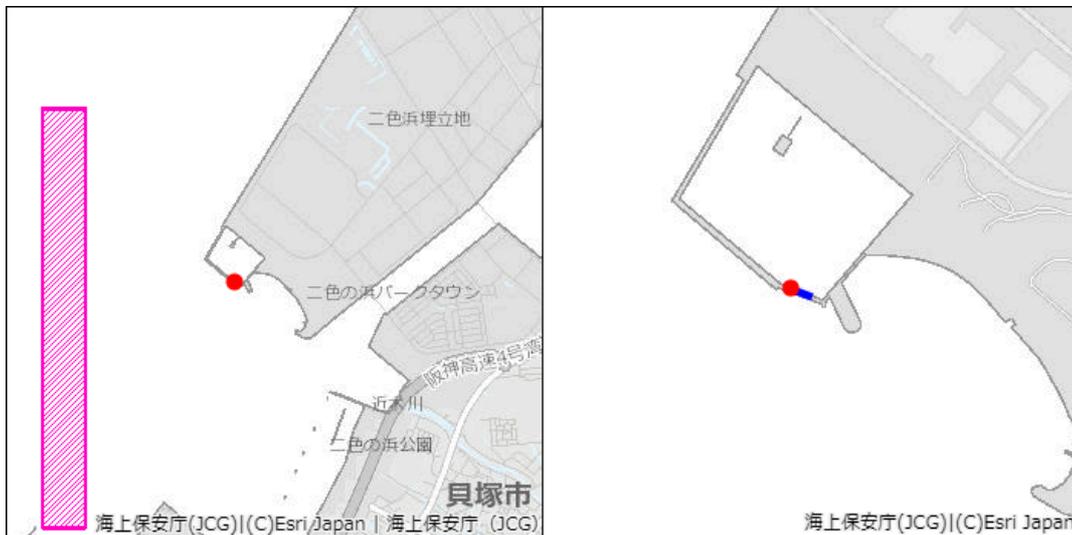
1. 消波ブロック撤去

- 区域 下記2地点を結ぶ線上付近(幅5m)
- (1) 34-26-50.4N 135-19-43.9E
 - (2) 34-26-50.1N 135-19-44.9E

2. 標識灯移設

- 区域 (3) 34-26-50.5N 135-19-43.8E 付近
- 備考 標識灯は1基
- 海図 W1141(JP共)
- 出所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年430項 大阪湾 - 阪南港、第3区 水中障害物存在

五管区水路通報6年41号429項関連

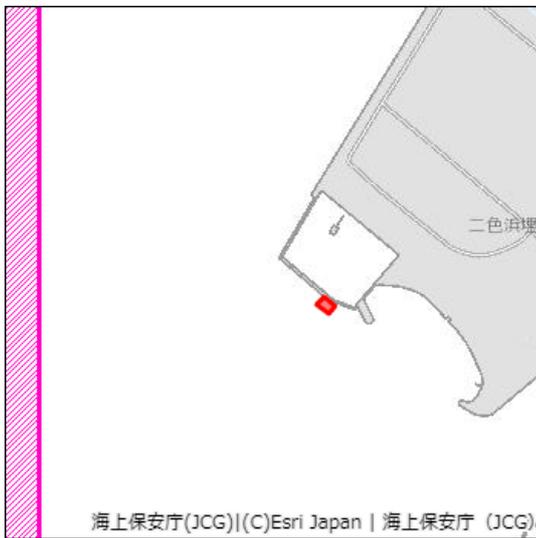
泉佐野航路東方において、水中障害物(消波ブロック)が存在する。

- 区域 下記4地点により囲まれる区域
- (1) 34-26-50.9N 135-19-42.4E
 - (2) 34-26-50.1N 135-19-43.5E
 - (3) 34-26-49.5N 135-19-42.9E
 - (4) 34-26-50.3N 135-19-41.8E

海図 W1141(JP共)

出所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年431項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第1区 防災訓練

旧左門殿川（庄下川）において、防災訓練が実施される。

期 間 令和6年10月31日 1300～1630

区 域 34-42-28N 135-24-24E 付近

備 考 オイルフェンスを展開する

海 図 W1107(JP共)

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年432項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区、第2区 海上訓練

甲子園浜付近において、海上保安庁及び関係機関による合同海上訓練が実施される。

期 間 令和6年10月31日 0900～1300

11月 1日 0900～1630

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-42-41N 135-20-23E

(2) 34-42-43N 135-20-34E

(3) 34-42-27N 135-20-38E

(4) 34-42-25N 135-20-28E

備 考 国際信号旗「UY」旗及び「L」旗を掲揚

海 図 W1107(JP共)

出 所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年433項 阪神港 - 神戸区、第4区 施設灯設置

五管区水路通報2年12号326項削除
業務休止していた須磨海づり公園塔灯(灯台表第1巻3674)(34-38.1N 135-06.3E)は、下記のとおり名称等を現状変更のうえ移設して復旧した。

変更日 令和6年10月15日
名称 新) 須磨海づり公園施設灯
旧) 須磨海づり公園塔灯
位置 新) 34-38-07.7N 135-06-13.0E
旧) 34-38-03.3N 135-06-16.2E
灯質 モールス符号白光 毎8秒にU(・・-)
灯高 6.7m
光達距離 5.0海里
海図 W101B(JP共)-W131(JP共)-W150A(JP共)
出所 五本部交通部、神戸海上保安部

[→TOP](#)

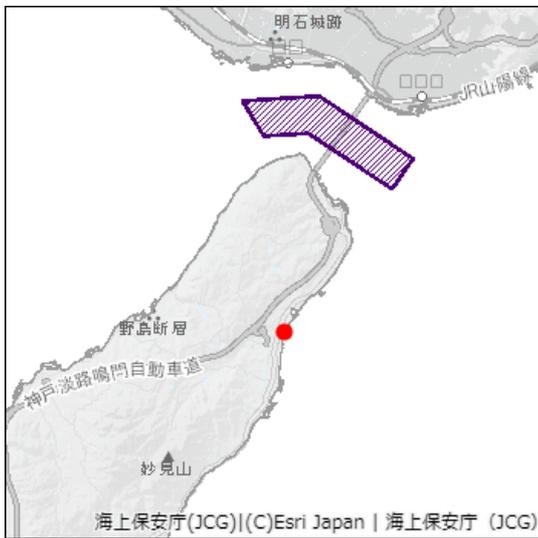


★6年434項 瀬戸内海 - 淡路島、浦港 灯台廃止

浦港北防波堤灯台(灯台表第1巻3712)(34-32.6N 134-59.7E)は廃止される。

予定日 令和6年10月18日
備考 防波堤先端の側面に反射シートを設置
海図 W131(JP共)-W150A(JP共)-W150B-W106(JP共)
出所 五本部交通部、神戸海上保安部

[→TOP](#)



★6年435項 四国南岸 - 足摺岬西方 灯台廃止 (予告)

小才角港防波堤灯台(灯台表第1巻3111)(32-45.4N 132-47.1E)は廃止される。

予定日 令和6年11月1日

海図 W151(JP共)-W108(JP共)-W1220(JP共)

出所 五本部交通部、高知海上保安部

[→TOP](#)



※ 2024年7月18日以降で現在有効な五管区水路通報一覧（直近3ヶ月以内に限る）

W46	2024-30-315
W74	2024-33-346
W77	2024-38-401 、 2024-34-357 、 2024-33-351
JP77	2024-38-401 、 2024-34-357 、 2024-33-351
W97	2024-31-324 、 2024-31-323
W99	2024-39-405 、 2024-30-315
W101A	2024-37-387 、 2024-34-360 、 2024-32-339
JP101A	2024-37-387 、 2024-34-360 、 2024-32-339
JP101B	2024-41-433 、 2024-32-339
W101B	2024-41-433 、 2024-32-339
JP106	2024-41-434 、 2024-34-358
W106	2024-41-434 、 2024-34-358
W108	2024-39-412 、 2024-38-403 、 2024-33-351
JP108	2024-39-412 、 2024-38-403 、 2024-33-351
W110	2024-40-421 、 2024-39-413 、 2024-38-402 、 2024-34-363
JP112	2024-31-331
W112	2024-31-331
W123	2024-39-409 、 2024-38-395 、 2024-37-385 、 2024-31-326
JP123	2024-39-409 、 2024-38-395 、 2024-37-385 、 2024-31-326
JP131	2024-41-434 、 2024-41-433 、 2024-37-388
W131	2024-41-434 、 2024-41-433 、 2024-37-388
JP134B	2024-36-374 、 2024-34-361
W134B	2024-36-374 、 2024-34-361
JP150A	2024-41-434 、 2024-41-433 、 2024-39-406 、 2024-38-392 、 2024-34-358
W150A	2024-41-434 、 2024-41-433 、 2024-39-406 、 2024-38-392 、 2024-34-358
W150B	2024-41-434 、 2024-37-388
JP150C	2024-38-392
W150C	2024-38-392
W157	2024-39-412 、 2024-38-404 、 2024-37-377 、 2024-33-351
W1072	2024-40-422
JP1103	2024-34-358 、 2024-32-338 、 2024-31-326
W1103	2024-34-358 、 2024-32-338 、 2024-31-326
W1110	2024-40-417 、 2024-39-408 、 2024-39-407 、 2024-37-383 、 2024-37-382 、 2024-34-358
JP1110	2024-40-417 、 2024-39-408 、 2024-39-407 、 2024-37-383 、 2024-37-382 、 2024-34-358
W1113	2024-40-420 、 2024-37-388 、 2024-36-375 、 2024-31-329 、 2024-31-328
W1126	2024-38-400 、 2024-35-369
W1140	2024-33-352
JP1141	2024-41-430 、 2024-41-429 、 2024-38-394 、 2024-32-338
W1141	2024-41-430 、 2024-41-429 、 2024-38-394 、 2024-32-338
W1142	2024-33-350
W1143	2024-41-427 、 2024-39-406
W1145	2024-40-416 、 2024-33-347 、 2024-30-317
W1146	2024-39-408 、 2024-37-385
JP1146	2024-39-408 、 2024-37-385
W1148	2024-38-395 、 2024-37-385
JP1150	2024-36-371 、 2024-33-348

W1150 [2024-36-371](#)、[2024-33-348](#)

W1398 [2024-41-427](#)

W1459 [2024-38-401](#)

[TOPに戻る](#)

参考情報

GIS地理情報の提供について（試行中）



五管区水路通報をKML形式で提供しています。
このデータは五管区水路通報に地理空間情報を組み合わせたもので対応するソフトウェアでの表示が可能です。（※詳細については[こちら](#)を参照してください）

アンケートの実施について



五管区水路通報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。



五管区地域航行警報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。

[海上保安庁海洋情報部](#)

[水路通報](#)

[航行通報](#)

[灯台表（追加表）](#)

[水路誌（追補）](#)

[水路業務法第8条に基づく公示](#)

[【▲ページトップへ戻る】](#)